

能 〱 阿古屋松 〱 と 『平家物語』

表 きよし

『平家物語』(以下『平家』と略称)に基づく能は多いが、『平家』には多くの異本が存在し、諸本によって話がかなり異なる場合も多く、能と典拠である『平家』との関係を考へることは意外に難しい。ここでは 〱 阿古屋松 〱 を例にとりながら、能と『平家』との複雑な関係の一端を窺つてみたい。

〱 阿古屋松 〱 の内容は、陸奥の国へ下つた藤原実方(ワキ)が歌枕として有名な阿古屋の松を捜していたところ、里の老人(前シテ)に阿古屋の松の場所を教えられるが、この老人が実は塩釜の明神の化身であり、阿古屋の松を訪れた実方の前に塩釜の明神(後シテ)が姿を現して松のめでたさを語る、というものである。この曲は早くに廃曲になっているが、応永三十四年(一四二七)の奥書を持つ世阿弥自筆能本が観世宗家に伝存しており、『申楽談儀』第十四条に「西行・阿古屋の松、大かた似たる能也。後の世、かかる能書く者や有まじきと覺へて、此二番は書き置く也」

とあるので、世阿弥作の能と考えられる。前シテの出の謡が田楽の亀阿弥が演じた 〱 炭焼の能 〱 の詞章(『申楽談儀』)と一致することから同曲との関連が指摘されており、詞章の一部に 〱 炭焼の能 〱 の文句を世阿弥が借用したものとと思われる。

藤原実方が阿古屋の松を訪ねる話は『古事談』と『平家』にあるが、『古事談』の話はきわめて短く、これが典拠とは考えにくい。『平家』では、鹿谷事件で備中に流された丹波少将成経が父の新大納言成親の配所である備前までの距離を片道十二三日と聞かされ、もと一國であった備前と備中がそんなに離れているはずがないと反論する場面、一國が二つに分かれた例として阿古屋の松の話が登場する。『平家』諸本のうち広本系に分類される『源平盛衰記』(以下、盛衰記と略称)だけが実方に阿古屋の松を教えた老人が塩釜大明神の化身だったとしていることから、〱 阿古屋松 〱 は『平家』諸本の中でも盛衰記に基

づいている可能性が考えられる。しかし 〱 阿古屋松 〱 の詞章の細部を検討すると、盛衰記よりも、略本系に分類される覚一本に近いと思われる箇所がいくつか見出せるのである。まず 〱 阿古屋松 〱 第四段(問答)の、シテ老人が阿古屋の松は昔陸奥の国にあったが今は出羽の国にあると言つたのを実方に笑われて釈明する文句は次のようである。

シテそもも日本国は、昔は三十三箇国にて候ひけるとのう ワキ 中頃より六十六箇国には分かれたり シテ さればこそ、三十三箇国にてありし時は、出羽陸奥の国は一國なれば、ただ陸奥の国ばかりにて、出羽の国はなかりしよな ワキ 六十六箇国に分かたれし時 シテ 阿古屋の松の在所をば、出羽の國中へ分かたれたれば、それより後は陸奥の、阿古屋の松とは申さぬなり

これと対応する部分が『平家』の覚一本では「日本は昔三十三ヶ国にてありけるを、中比六十六ヶ国に分られたんなり。さ云備前・備中・備後も、もとは一國にてありける也。又あづまに聞ゆる出羽・陸奥兩國も、昔は六十六郡が一國にてありけるを、其時十二郡をさきわかつて、出羽国とはたてられたり」となっていて、日本が六十六か国になったのが「中比」で、出羽の国ができたのもその時であるとする点で 〱 阿古屋松 〱 と一致する。盛

衰記は「日本は是本三十三箇国也けるを、十六に被」分たり」と述べた後、越前・加賀・能登・越中・越後がもとは一国だったが中比三か国に分かれ、さらに後に加賀と能登の国ができたことを記して「又陸奥、出羽両国、是も一なりけるを二箇国に被」分たり」としている。出羽の国ができた時期が曖昧になっている。日本が昔三十三か国だったというのは実は俗説であり、六十六か国は『延喜式』に見える国の数で、陸奥と出羽が分かれたのは和銅元年(七〇八)であるから覚一本の説も正しくはないのだが、盛衰記や他の『平家』諸本と比較しても覚一本が『阿古屋松』に最も近い内容を持っている。

また『阿古屋松』第三段(問答)の「シテ」：まして歌道の阿古屋の松の、名木とやらんはいさ白雪の、古からん人におん尋ねあれ、尉はお暇賜はり候ふべし。ウキさればこそ古からん人に尋ねよとは、始めより古き者と見たればこそ、老人をば召してあれ、まことに知らぬか老人よ」という詞章に見える「古からん人」「古き者」は、単に老人という意味ではなく、事情に詳しい人、その土地の古老という意味で用いられている言葉であるが、これも覚一本の「や、御辺はふるい人とこそ見奉れ。当国の名所にあこやの松と云所や知りたる」という本文を生かしたものであり、

盛衰記にはこの言葉は見られないのである。

これらの点からすると、『阿古屋松』の詞章は盛衰記よりも覚一本との関係が深いことになる。世阿弥は『阿古屋松』を作るにあたって、実方に阿古屋の松の場所を教えた老人が実は塩釜大明神であったという盛衰記系統の話を一曲の構想に利用しながらも、詞章を作る際には専ら覚一本系の『平家』を参照したのであろう。ただし、『平家』を典拠とする世阿弥作の能がいずれも略本系諸本との関係が深いことや、『阿古屋松』を作るにあたって実方関係の説話を広く捜査した形跡がある(『徒然草』などに見える、実方が賀茂の臨時祭の舞人となったことを後場に利用している点など)ことからすると、塩釜大明神の話も盛衰記自体によるものかどうか疑わしい。いずれにしても、『阿古屋松』が盛衰記を典拠としていると言うのは危険であらう。

『平家』を典拠とする能の場合、典拠との関係を細かく検討した上でなければ、作者がどのような『平家』と接していたかを考えることは困難であるが、そうすることが、『平家』諸本の成立や『平家』享受の実態を示唆することに必要なのはなからうか。

(早稲田大学大学院生)